

江戸時代村落における寄合の研究

著者	鈴木 英市
出版者	法政大学史学会
雑誌名	法政大學史學會々報
巻	5
ページ	18-21
発行年	1953-03
URL	http://hdl.handle.net/10114/9703

江戸時代村落における寄合の研究

鈴木英市

江戸時代における農民組織のうち、「寄合」が存在したことは衆知の通りである。以下寄合の機能と構成について若干の問題を考察してみたい。

一、寄合の定義

寄合とは「寄合うこと」であり「合会」であり「集会」であ

る。あらゆるあつまりが寄合であるとすれば自ら私的なものと公的なものが存在するであろう。然しここでは一応私的な寄合を除外し、「村民生活に拘束力のあつた公的な寄合」を取りあげてみたい。

寄合は、その多くは、文書中（主として村法中）に「寄合」の文言を用いて表現している場合が普通であるが、「立合」、「立会」、「寄合」、「差寄」、「打寄」、「立逢ひ」、「呼寄」等と表現されている場合もある。この外、寄合が行われたと思われるものに「百姓一統」又は「八丁三名連印」なる文言の有する場合が存するが、これらについては必ずしも「寄合」が行われた結果とは断定出来ないふしがある。

二、寄合の起原と性格の変化

寄合は既に文安五年にその例がみられるが、鎌倉時代においては正規軍でない軍を「寄せ合せ」と云っている。この文安五年の村法をみると「依衆議定如」とみえ、非常に自主性にとんでいるが、江戸時代の村法には「末と迄不相洩授申渡縮方可仕」とか「右御条目之趣一々承知奉畏候」などの文言がみえ、逆に受命的な性格が感ぜられる。これは、云う迄もなく中世的混乱の時代から近世の純粹封建制への強力な組織へ発展した結果とみることもできよう。

三、寄合の種類

当時の行政区画に従つて考えてみると、五人組寄合、村寄合、組寄合、郷寄合に分けることができる。元來村は、一定地域の住

民の団体であつたが、次第にそれに行政的土地区画や租税賦課等の性格が新に付加されたものであつたから、寄合を行う場合にも、このような性格が反影して行われている。即ち五人組寄合は五人組内だけの寄合であり、村寄合は、一村かぎりの寄合であり、組寄合は、数ヶ村が一組を構成し、この組中の代表者の寄合であり、郷寄合は数組が郷を構成し、この郷中の代表者の寄合であつた。このような寄合は、当然各藩の統治形態とも関連することとは云う迄もない。例えば、金沢藩の場合は、十村（十村肝煎、平十村）と云う役人が存在したし、三重松坂領、肥前藩及び備前藩の場合は、大庄屋なる役人が存在した。従つてこれら役人の統治規模とも密接な関係にある。

四、寄合の時期と議題の種類

寄合の時期については、(1)一月 (2)十二月 (3)一月及び七月の年二回 (4)毎月 (5)随時に分けることができる。一月、十二月の寄合、並びに正月及び七月の年二回の寄合は、大体において恒例の寄合であつて、一月の寄合の如きは初寄合又は大寄合と称されている。それぞれ議題が異つており、一月の寄合には「農民心得」に類する条項を農民が申し合わせ、或は役人から伝達されており、正月及び七月の寄合には五人組帳の講読が主であり、十二月には、其年の年貢の割付を庄屋が農民に伝達し、暮勘定をなすための寄合であつた。更に毎月の寄合では訴訟或は争論に関すること、五人組帳の講読、犯罪摘発及び制裁のための寄合があげられる。

次に「随時の寄合」についてみると、次のような例がみられ

る。(1)名寄帳の書替 (2)五人組規約の議定 (3)徒党や強訴の処断 (4)村入用の節約 (5)水吞役の決定 (6)田畑山林の永代売買許可 (7)収獲高の順位決定 (8)拝借米の分配、これらは、とりもなおさず、農村における緊急問題の処理のため寄合つたものと云うべきであろう。

このような寄合の場所を考えてみると、村寄合の場合、庄屋宅で行われ、組寄合や郷寄合の場合は郷宿に寄合つたものと考えられる。然し、一月の「御藏御用始」の場合に「御藏元」へ寄合つた例も存する。

村寄合、組寄合、郷寄合、それぞれ本来の目的があつたことは云う迄もなかつたであろう。即ち村寄合は、一村間における問題の解決のための寄合であつたし、組寄合及び郷寄合は数ヶ村にわたる事項又は関連する問題が協議されたものであろう。唯ここで注目すべきことは、組寄合及び郷寄合の場合は、概して恒例の寄合が主であつたと考えられ、寄合の構成が村落における執行機関である大庄屋、庄屋又は組頭等であつた関係から、収獲高の詮議や訴訟事又は論争事の詮議、暮勘定等の寄合がみられる。ここに法令の伝達や五人組規約の議定の寄合が主であつた村寄合の場合と自ら異つた点がみられ、寄合の構成の相違、ひいては機能の相違が知られる。

五、寄合の参集者と決議方法

重要案件の決議にあつて、どのような人達がどのような方法で決定していったかについて、村寄合に例をとつてみると、「惣百姓」「大小の百姓」「水吞百姓に至る迄」等であつて、高持百姓

は勿論、小作人も参集したことが記されている。又五人組には「無田名子」も含まねばならなかつたり、五人組寄合の場合には、名子も参加したであろうと考えられる。然し、全ての村寄合の場合に、全ての農民が寄合つたとは考えられない。例えば、中田博士があげられているように十五才から六十才迄の者が集つたこともあり、この十五才から六十才迄と云う範囲は、成年者のことであろうと考えられるし、おそらく、「惣百姓」が集つた形式として議定したものであろうと考えられる。

又階級制度が嚴重であつたから、自ら格式上の差別があつて、参集場所における席次が存在したことは間違いない。特に村の制裁をうけた者などは末座に着席した例も存する。

次に決議方法についてみると、「諸事申合候儀多分可付事」及び「勿論物事多分」等の例がみられ、多数決が行われていたことも知られるが、決議された文書を見ると「村中連判」又は「惣百姓連印」等々と記されており、文書の上からは全員一致の形をなしている。これは租税の課税単位である「村」の表現がここにもなされているものであり、幕府の「惣百姓加判」の要求を表現しているにすぎないと考えられる。

六、結 語

寄合は、地域関係を紐帯とするより拡大され社会化された結合体であつた。この点血族関係より進歩したものではあつた。然し、そこには、未だ近代社会にみられる如き民主的なものはいない。寄合の議題が村民生活に直接関係のある諸事項ではあつたもののその殆んどが村役人達の個人的権限内に属していたとみ

てよく、且つ寄合は、村民の組織するものではなく、村役人のため、ひいては支配機構の末端として組織されていたかの感が強い。助郷寄合のための費用が高額であつて、百姓惣代をして「出

役料や洒・希の用いることを中止せしめた」例も存するから、居住者の集合体ではなく、役人の集りでしかなかつたことの一面を露呈している。